

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ交響楽団楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間の交換公文	サラエボ交響楽団楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	44,000千円 H25.10.31まで	H22.10.26 サラエボ で (同日)	日本側 豊二夫在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 スヴェン・アルカライ 外務大臣	H22.11.9 469号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。